



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社近鉄エクスプレス  
代表者名 代表取締役社長 石崎 哲  
(コード番号 9375 東証一部)  
問合せ先 取締役総務部長 高橋 克文  
T E L : (03) 6863-6440

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 16 日開催予定の第 46 回定時株主総会に定款の変更を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

取締役および監査役に広く適切な人材を招聘できる環境を整備し、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、会社法第 2 条第 15 号イに定める業務執行取締役等でない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するとともに、これに伴う条数の変更を行うものであります。

なお、第 26 条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 第 18 条～第 25 条 (条文省略)  (新 設)	第 4 章 取締役および取締役会 第 18 条～第 25 条 (現行どおり)  <u>(取締役との責任限定契約)</u> 第 26 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、取締役(会社法第 2 条第 15 号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当該取締役が任務を怠ったことによる会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項が規定する最低責任限度額とする。</u>
第 5 章 監査役および監査役会 第 26 条～第 32 条 (条文省略)	第 5 章 監査役および監査役会 第 27 条～第 33 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 33 条～第 36 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第 34 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、監査役との間で、当該監査役が任務を怠ったことによる会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 35 条～第 38 条 (現行どおり)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 27 年 6 月 16 日
定款変更の効力発生予定日	平成 27 年 6 月 16 日

以上